

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱（改正案）

〔 平成十七年十月十四日東京都地方独立
行政法人評価委員会決定 〕
改正 平成十九年八月三十一日
東京都地方独立行政法人評価委員会決定
改正 平成二十六年三月三十一日
東京都地方独立行政法人評価委員会決定
改正 平成三十年三月五日
東京都地方独立行政法人評価委員会決定
改正 令和二年八月十二日
東京都地方独立行政法人評価委員会決定
改正 令和六年 月 日
東京都地方独立行政法人評価委員会決定

（目的）

第一条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則（平成十七年東京都規則第百九十二号）第五条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第二条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、会議において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない。

（傍聴人に対する指示）

第三条 議長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事録等）

第四条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、公表する。ただし、会議において非公表とすることが適当であると認める場合については、この限りではない。

（分科会の議決）

第五条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年東京都条例第百十八号）第六条第六項において規定する、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。

附 則 この要綱は、平成十七年十月十四日から施行する。

附 則 この要綱は、平成十九年八月三十一日から施行する。

附 則 この要綱は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表中、中期目標期間における業務実績（公立大学法人に係るものを除く。）について知事が評価する際の意見（地方独立行政法人法第二十八条第一項第二号に規定する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価を除く。）の項は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則

この要綱は、令和二年八月十二日から施行する。

附 則

この要綱は、令和六年 月 日から施行する。

別表（第五条関係）

事 項	根 拠 法
出資等に係る不要財産の納付又は当該財産の譲渡収入の納付に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第四十二条の二第五項
特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第四十九条第二項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第五十六条第一項
公立大学法人に係る中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第七十八条第四項
公立大学法人に係る中期目標期間における業務実績についての評価（地方独立行政法人法第七十八条の二第一項 <u>第一号</u> に定める中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績についての評価を除く。）	地方独立行政法人法第七十八条の二
公立大学法人に係る中期目標期間における業務実績についての評価（地方独立行政法人法第七十八条の二第一項 <u>第一号</u> に定める中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績についての評価を除く。）の結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告	地方独立行政法人法第七十八条の二
中期計画（公立大学法人に係るものを除く。）の作成・変更に対して知事が認可する際の意見	東京都地方独立行政法人評価委員会条例第二条
当該事業年度における業務実績（公立大学法人に係るものを除く。）について知事が評価する際の意見	東京都地方独立行政法人評価委員会条例第二条
中期目標期間における業務実績（公立大学法人に係るものを除く。）について知事が評価する際の意見（地方独立行政法人法第二十八条第一項第二号に規定する中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価を除く。）	東京都地方独立行政法人評価委員会条例第二条